

第2回

# 阿南町消防団 検討委員会

令和4年4月21日（木）

# 目次

- 1 委員会の今後の進め方について P 3 ~ P 7
- 2 嘱託員制度の現状と課題について P 8 ~ P 15
- 3 機能別消防団員制度の導入について P 16 ~ P 29

# 1 委員会の今後の進め方について



# 消防団検討委員会設置の目的

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、全国的に、団員数の減少と“会社員団員”の増加に伴う地域の消防力の低下が深刻な問題となっています。

当町においても、団員数は年々減少し、条例定数190人に対して、毎年定数を割り込み、令和4年度では嘱託員を含めて134名という現状となっており、その多くが“会社員団員”です。

さらに近年は様々な災害が頻発する中で、“地域防災力の中核”となる消防団の重要性は益々高まっており、機械力や機動力の充実強化も求められています。



## 消防団検討委員会の設置

- ・ 消防団活動へ参加する住民の範囲を広げ、活動への理解を深め、地域ぐるみで消防団の活性化を図る。
- ・ 消防団員が抱える活動環境や処遇の課題を解消し、活動しやすい環境づくりを実現する。
- ・ 消防団を火事だけでなく防災体制の中核として位置づけ、より安全・安心なまちづくりを実現させる。

# 検討委員会の目的

消防団活動へ参加する住民の範囲を広げ、活動への理解を深め、地域ぐるみで消防団の活性化を図る。

消防団員が抱える活動環境や処遇の課題を解消し、活動しやすい環境づくりを実現する。

消防団を火事だけでなく防災体制の中核として位置づけ、より安全・安心なまちづくりを実現させる。

消防団員を  
補完する制度  
(機能別消防団など)

活性化対策

環境改善策

• • • etc

## 検討委員会のゴール (提言書)

提言

阿南町  
(消防団を所管)

# 消防団検討委員会の今後の進め方 スケジュール(案)

令和3年 11月 9日	検討委員会発足
11月 9日	第1回検討委員会.....消防団の現状について
令和4年 1月25日	第2回検討委員会・延期（県下コロナまん延防止等措置適用のため）
4月	第2回検討委員会.....委員会の進め方、嘱託員制度、機能別消防団について
5月	第3回検討委員会.....嘱託員制度、機能別消防団について
6月	第4回検討委員会..... // 【研修会予定】
7月	第5回検討委員会..... // (最終)⇒新制度の骨子決定
8月	第6回検討委員会.....所属、指揮命令系統、任務について
9月	第7回検討委員会.....報酬、費用弁償等処遇について
10月	第8回検討委員会.....活性化対策・地域との連携について
11月	第9回検討委員会.....最終報告まとめ 町長への提言
12月	議会上程(公布)
令和5年 4月	施行

## 導入までの経緯

- ① 阿南町消防団の条例定数**190人**(うち嘱託員の定数**50人**以下)に対し、令和4年4月現在では**91名**の基本団員、**43名**の嘱託団員が在職。
- ② 阿南町消防団員数の推移(第1回資料P21～)は、基本団員は更に減少し、5年後10年後の体制が心配される。
- ③ 「自らの地域は自分で守る」使命を持った消防団員の確保が難しく、また、団員もサラリーマンが多くなり、平日昼間に発生する火災等への対応に支障が生じてきている。  
東條火災...出身分団員の初期段階での現着は4名。嘱託員団員が5名出動。
- ④ 近年、様々な災害が頻発する中で、消防団の重要性は益々高まっていながらも、肝心の消防団員となるべき青年層の価値観や、ライフスタイルが大きく変化したことで団員の確保が難しくなっている。
- ⑤ 建造物の構造が変化し、操法大会が目指す「一秒でも早く火を消す」戦術が必ずしも現場で生かされなくなっている。機械力や機動力の充実を図り、側方・後方支援ができる体制を整える為、大会用ではなく、時間を有効に使った訓練も必要。

## 2 嘱託員制度の現状と課題について





# 対象者について

※第1回資料 p 16

(1) 消防団退団者

⇒ **消防団OBでなくても入れないのか？**

(2) 阿南町に居住して常時町内(地区内)に勤務している者

⇒ **阿南町に居住または勤務しているものに緩和できないか？**

(3) 男性は39歳以上55歳以下 / 女性は18歳以上55歳以下

⇒ **男性の年齢は18歳以上にできないか？ ※(1)に関連**

要綱改正(H22)時に消防退団者の項目は削除されているので可能。  
ただ、年齢要件は消防退団者の定義で残っている。

【参考】 嘱託員の対象者の変遷について

改正年度	対象者	任期	任命
H10	①消防団退団者 ②阿南町内に居住して常時町内(地区内)に勤務している者 ③年齢はおおむね50歳以下とする。	2年	区長の推薦により、町長が任命
H15	同上	1年	消防団長の推薦により、町長が任命
H22	①削除 ②同上 ③男性は39歳以上55歳以下 / 女性は18歳以上55歳以下	1年	同上

# 定数について

※第1回資料 p 16

- ・ 定数50人以内

出処が曖昧である。増員できないのか？

この制度は1分団から始まったが、当初から人員不足になるのが分かっていたので、当時はまだ他の分団は定数があったので、阿南町の嘱託員の定数を全部1分団で、もらった。

恩澤委員  
より

## 【参考】 嘱託員の定数の変遷について

改正年度	嘱託員定数の定義	改正検討時の基本団員数	改正検討時の嘱託員数	改正検討時の合計団員数
H10	阿南町消防団員条例定数(320人)の不足団員数とする。	280	12	292
H12	阿南町消防団員条例定数(280人)の不足団員数とする。	266	17	283
H17	40人以内とする。	191	37	228
H23	50人以内とする。 ※「団員定数190人とする。ただし、嘱託団員数は50人以内とする。」 …条例に明文化（H22年度中に改正）	162	29	191

H22.7.28 町長・副町長・正副団長との話し合いにより決定し、役員会 ⇒ 議会に諮り条例改正  
消防団員の確保のため、200人(162人(現団員)+40人)という案もあったが、現在の嘱託団員数(+29人)により190人を定数とし、OBの移行も考慮し、総数を軸にして、嘱託団員の定数を50人以内に増やした。

## (1)男女共通

- イ 分団とのポンプ操作訓練等（水出し訓練）は必ず出席する。  
ただし、分団主催の各事業については、分団長から依頼を受けた場合のみ出席する。
- オ 火災や風水害による出動は、原則として、出身分団で発生した場合とする。

## 【参考】 嘱託員の出動等定義の変遷について

改正年度	出動等定義
H10	①消防団員と同様に団長の招集によって出動し、水火災その他の災害に対処する。 ②出動範囲は所属分団の所轄範囲とする。 ③所属分団で行うポンプ操作訓練等へは参加する。
H15	②出動範囲は日中(6：00~19：00)は町全域。それ以外は所属分団の所轄範囲。
H16	②出動範囲は平日の日中（7：00~19：00）で町全域。
H18	②出動範囲は平日の日中（7：00~19：00）で原則として出身分団で発生した場合。
H23	②出動範囲は原則として出身分団で発生した場合。

## (2) 出動手当

ア 出動手当に含まれる出動

c 出初式や火災出動で分団の団員が手薄になったときの地区内での待機

⇒ **報酬手当が支払われていない(報告していない)問題** ⇒ **済**

## 【参考】 嘱託員の報酬等の変遷について

改正年度	報酬	退職報償金	公務災害補償	障害保険
H10	「団員」階級の年額報酬と同額 (33,500円)	-	年収により補償額 が変動 (団員と違う)	民間保険会社と町 が契約 (団員と違う)
H18	年額報酬10,000円 出動時…720円/時 (休日等972円/時)	-	同上	同上
H23	同上	町の支給基準により支給する。 (勤務期間5年未満は未支給。以後5年ごとの増額方式)	消防団員公務災害補償条例に準ずる (団員に準ずる)	

# 嘱託員の活動実態について

## (1) 1分団の現状

2班で構成、軽積載車を保有し、月に3回点検、分団の実地訓練、春の水出し訓練を行っている。

恩澤委員  
より

## (2) 2分団、3分団、4分団の現状

……1分団のような独自の班編成や専用車両の保有は行っていない。

ポンプ講習や予防査察には参加いただいている。

火災時には、2・4分団は詰所（ポンプ車）3分団は現地に集まる。（※鷺巣の車輛は嘱託員も併用できる体制）

## (3) 女性嘱託団員の現状

……2分団1名、3分団3名、4分団3名（R4.4現在）

令和3年度の活動状況

3月救護講習・7月食料物資運搬訓練

・11月秋の予防広報、救護講習(寸劇)・2月春の予防広報



↑ 食料物資運搬訓練  
← 救護講習

## (4) 団員の嘱託員に対する意見

### ①良いところ（助かっているところ）

- ・ 団員減少のため、絶対数がないので、嘱託員は必要である。
- ・ 災害時、行事等で団員の人数が減っているので出て来てもらい助かっている
- ・ 予防査察など助かっている。
- ・ 難しいが現状維持でいいと思う。有事の際は、貴重な戦力だと思う。
- ・ 経験者なので現場では強いと感じた。

### ②問題点

- ・ 実際に活動していなかったりで、名前のみの嘱託員がいる。
- ・ 全く出ない、連絡もつかない方もいるので、その方たちを嘱託員として在籍したままにしてよいのか疑問がある。
- ・ 現役団員が嘱託員の顔、名前を知らず、連携が取れていない。
- ・ 分団長など、本団まで経験された方々にお問い合わせすることが多く、現役団員が恐縮することが多い。
- ・ 本人が嘱託員である自覚がない、周知できていない。
- ・ 熱心が故に現役団員にとっては重圧な部分がある。

### ③提案

- ・分団での慰労会などに参加する場合は、団員報酬で行っているため会費制にする。
- ・出勤していただいた方々には、特別報酬などが必要かもしれない。
- ・今の体制は変更か、解散した方がいいと思う。参加頻度に個人差が出るので、参加者のみに報酬を出す等色々出来るのではないか？
- ・女性も体制を変えて徐々に消防団と混ぜて行った方がいいと思う。
- ・毎年更新制にして確認すれば良いと思う。（コミュニケーションを増やす）
- ・報酬は参加制にしたらいいのではないかと思う。
- ・嘱託員の方々には、各行事や、出勤要請の際に参加できる出来ないの確認は必ず必要だが、所属しているにも関わらず参加されなかった方には報償を与えないなどの方法は必要かと思う。
- ・有事の際に出勤していただいた場合の指揮系統や無線の所持、使用はどのようにするか、装備はどの様に用意していただくか等、これらも嘱託員の方々は現状の団員達の動き方と呼吸が揃うように出来る対策が必要ではないか。
- ・嘱託員が現団員達に対して指示をする、強要をする、等の話も聞くのだが、現団員も解らないことがあり見かねてと言う場合もあるはずなので、バランスが乱れないようにしたい。

### 3 機能別消防団員制度の導入について



# 機能別消防団員制度導入の提案

令和4年において、団員は6名の入団はありましたが、嘱託員団員を含めても、まだ、56名不足しています。このことを踏まえ機能別消防団員の導入を提案します。

- A) 昼夜問わず、全ての災害、訓練に参加することができる消防団員(以下「基本団員」)を基本とした現在の制度を維持した上で、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、各種の多様化方策が導入されている。
- B) 「厳しい訓練と全ての活動に参加することは難しいが、火災等の災害や大規模災害等なら出動する」「一部の役割や活動だけなら協力できる」「時間が許す範囲で協力できる」といった特定の時間や活動に従事することを予定する消防団員を含めて、必要な消防団員を確保することができる、基本的団員の補完を目的とした地域事情に合わせ選択できる制度の導入。
- C) 消防団員確保だけでなく、新たな人材の登用により、消防団の活性化に繋がる可能性がある。
- D) 地域住民が参加しやすい環境を作るため、消防団が選択できる制度としの一つとして機能別団員及び機能別分団の制度等を導入し、消防団組織・制度の多様化を図りたい。
- E) 消防団活動を行う上で、男性も女性も同等である。消防団に必要な知識技術これらを養うための教養訓練に男女区別はない。もちろん身体的な違いはあるから、活動中自ずと役割分担もできてくる。しかし、災害現場で積極的に活動を実施したい女性団員もいれば、炊き出しや避難者後方支援活動を頑張りたい男性団員もいるはずである。

# 阿南町機能別消防団員制度の概要案

## ◎機能別消防団員が所属する隊及び活動内容（案）

機能別消防団員は、入団時に定めた特定の任務のみ従事する。

- 火災対応（情報収集、避難誘導、逃げ遅れの確認、初期消火、撤収作業の補助など）
- 災害以外（水利点検、予防広報活動、救急救命講習、防災講習など）

### ①消防協力隊（阿南町居住または勤務する39歳から55歳の団員OBの方）…これまでの嘱託員制度とほぼ同じ

- 住民に対する予防指導、救急技術の普及啓発、防災啓発、火災の初期消火や大規模災害時の避難誘導、経験豊富な、阿南町に居住または勤務する消防職員及び消防団員OBの知識及び技能を活用し、有事の際に基本団員の支援活動をする。消防団を引退された方が、その豊富な経験を生かし活動に携わることが出来る。
- 体力やお仕事の都合で訓練等に参加出来なくなっても、無理の無い範囲で活動出来る。
- 出身地域の火災のみ出動する。

## ②機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員 18歳～55歳）

- 職務上の都合、体力的状況等で、基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加するほか、訓練により、消防団員として最低限必要な技術や知識を習得・保持することが条件となる制度。体力やお仕事の都合で訓練等に参加出来なくなってしまうも、無理の無い範囲で活動出来る。
- 特定する活動・役割については、制限を設けず町や消防団が自由に設定することが可能である。

## ③女性消防隊（18歳以上で町内在住または町内に勤務する女性の方）

- 入団促進PR活動、幼児等への防火・防災指導、救急講習会の指導や支援、避難所、広報活動等の支援要員として活動する。
- その他の活動は、別紙参照…全国の消防団・女性消防団員の活動状況調査結果

## ④ラッパ隊（団員OBの方、吹奏楽経験者、関心のある方等）

- 出初式のみラッパ吹奏を行う。

## ⑤予防広報分団

- 分団員は予防広報活動に特定した活動。
- 住宅防火診断、高齢者宅訪問、巡回広報、火災予防運動等、SNS、YouTubeの活用、ポスター、チラシ、グッズの作成など…出来ることを選んで定期的実施する。

## ⑥役場団員

- 平日の午前8時30分から午後5時15分の間が発生した火災等の災害について町全域に出動する。（現在10名）

## ⑦事業所団員（町内勤務で、ご協力いただける方）

- 事業所・団体、福祉事業所等の従業員、特殊な資機材・能力等を持つ事業所・団体等の関係者
- 事業所等で所有する資機材(重機や福祉車両、ドローン等)を活用し活動する。
- 地域包括支援センターと介護支援専門員（ケアマネージャー）は、要介護・要支援者の避難方法や避難場所をケアプランに入れてもらう。
- 町と福祉事業所、地域包括支援センターと介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携を強化し、高齢者や車椅子利用者の避難方法(リフト車など)や、デイサービスなどの事業所を避難所として受け入れて頂く。

建設業協会の中で、災害時に出動するタイアップをしている。数年前までは、人材と資機材数を町に提出していたが、ここ最近途切れている。

松澤委員  
より

事業所は特殊車両を配備しており、使用时以外や災害時は稼動しないので要請があれば協力していかなければならない。

宮島委員  
より

福祉避難所としては町と提携しているが、「消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律」の事業者の協力(第11条)は聞いたことがなかった。(第1回資料P41)

## 【事業所団員に関する参考】

### 令和2年集中豪雨での住民の意見や感想(阿南警察署から)

- 公的機関の努力だけではなく、一般住民も、自分の地域は自分で守る、自分の命は自分で守る、自助共助の精神が大切だ。
- 今回の豪雨で、自宅周辺の約20名が避難所に避難したが、知らずにいる高齢者がいてはいけなないので、高齢者宅に声をかけて回った。
- 警報と聞いてもどう行動すべきか分からない人もいると思う。これに対し、事前に知識を得ておくにはどうすべきか。
- 避難所に向かう際に危険な所を通らない心がけはあるか。
- 避難所については、高齢者の方から、一緒に歌を歌ってもらえるだけでも安心できるという話もあった。
- 高齢者だけで避難させるのは心配だが、どのように把握しているのか。
- 今回の豪雨で、高齢者や介護に従事する方と話したが、避難したくても車椅子で一人では避難できず、福祉関係の車が迎えに来てくれれば避難できたという話があった。  
また、避難しても誰も居なかったらどうしようと考えると不安で避難しなかったという人もいた。  
福祉車両を避難時に出してもらえると安心という話があった。

## ⑧バイク隊(バイク保有者)

東京都の奥多摩（高尾山）では、バイク隊が救助要請で活躍している。

恩澤委員  
より

## ⑨大規模災害団員（18歳以上で町内在住または町内に勤務する方）

- 大規模災害時に消防団の役割が増加、多様化し、基本団員のみでは人手不足が生じるように場合に限り出動する団員。災害情報の収集、報告、地域住民への伝達、避難誘導、安否確認(これに伴う簡易な救助・搜索を含む)、避難所運営支援(応急救護等)
- 被害状況や活動期間によっては、救助活動、がれき撤去、搜索活動等の支援を実施。

地区単位で行うべきことではないか。企業協力もそうだが、協力してくださいよとアピールして、負担を減らしていくほうが良い

恩澤委員  
より

## ⑩補食運搬団員、炊き出し団員

- 日赤奉仕団が実質活動していない現状を踏まえ、炊き出しは地区の方が有志で行う。
- 補食運搬
- 東條火災では、消防署から阿南町は日赤奉仕団はないのか？炊き出しはやらないのか？と疑問視された。器材は揃っているのに、是非検討していただければ良いのではないかと。寒い時期の夜間の活動の中で温まるものを用意して欲しい。当日は、午後7時半頃、当時の主任が最寄りのスーパーに出向き飲料や軽食を手配した。（パン、チョコレート・飴・ゼリー飲料・スポーツドリンクなど）

松澤委員  
より

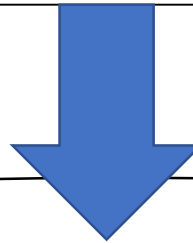
災害時に食料品を提供してもらえるような、食品関係の事業所にも応援してもらえるような体制を整えたい

※炊き出しに関して、直近の火災事例としてP38を参照。

## ⑪小掠委員案

○「消防団の重要性は高まっており」は決まり文句であるが、現在、具体的にこういった仕事、役割を求められているのか？

- ・初期消火(消防署遠隔地)
- ・水利確保
- ・消防署の活動補助(交通整理、現場監視、補水、片付け、鎮火後の見回り)
- ・救命救急措置
- ・地域の防災指導
- ・消防、防災設備や資材の管理(水利、ポンプ車等、ホース、燃料、通信手段、非常食等)
- ・災害発生時等の多数の人員が必要な場合の団員(大規模災害団員)  
…避難誘導、搜索、土のう積み、がれき撤去、山火事対応等



これらを迅速性や専門性の視点で分類し、団をそれに対応した2班編成に改編。

本人の意志や条件、適正によって人員を配置。  
男女の区別は設けない。

## (1) 迅速性と専門的技術・知識を要する班 (機動班・緊急班・専門班・前線班など)

- ・非会社員または、町内の理解のある事業所勤務者(18～59歳の方)
- ・月に1～2回の実質的訓練や勤務
- ・定員は10～20名
- ・手当は厚く

### ◎内容

- 町内火災出動・・・初期消火、水利確保、消防署補助
- 訓練研修・・・ポンプ操作技術(放水、継ぎポンプ重点)、チェーンソー、水防技術、救命救急等
- 点検・・・水利等設備、資材の点検管理
- 災害時・・・主的指導的役割

## (2) 地域で生活する中で防災力を支える班 (地域班・防災班・地域力強化班など)

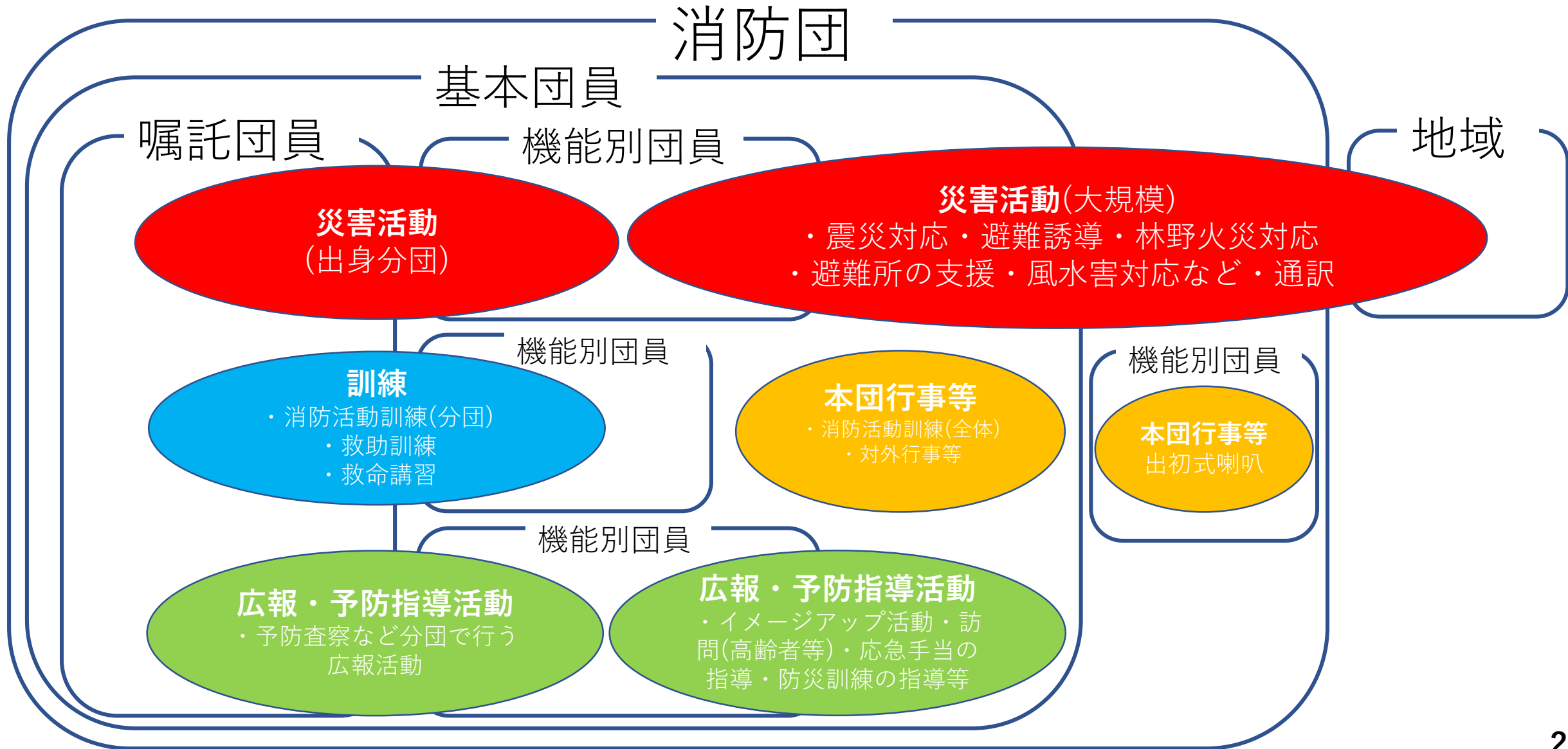
- ・職業は問わず、年齢18歳～40歳で構成。普段の訓練行事は一切参加しなくて良い。
- ・手当はほとんどないが、交流などはある程度補助する。
- ・地域コミュニティの維持・強化・・・異業種、異年齢の交流機会を確保するなど、青年団的な役割を担うことで、地域の防災能力、災害対応能力を向上させることが出来る。

### ◎内容

- 出初式、地域防災訓練、救命救急講習、その他希望により各種行事の参加
- 地域行事の参加
- 災害、山火事出動・・・人海戦術要員
- 交流会・・・消防、防災、町政全般の提言等も



# 基本団員と機能別消防団員とのイメージ図（案）



## 定員について

〇〇名

(内訳)

消防協力隊：〇〇名（新野地区〇〇名、大下条・和合地区〇〇名、富草地区〇〇名）

女性消防隊：〇〇名（女性基本団員は除く）

ラッパ隊　：〇〇名

## 所属について

原則として消防協力隊は居住又は勤務される地区に所属。その他は、団本部とする。

## 階級について

団員の区分とし、階級異動はできない。

# 報酬等について

(1) 機能別消防団の報酬について  
年額10,000円？

出場手当は1回出場につき10,000円（4時間以上）5,000円（4時間未満）

①事務量・・・訓練回数については基本団員の4割以下を想定。

②困難性・・・災害活動については現場最前線での活動ではなく後方支援を行う。

(2) 費用弁償について  
基本団員と同額に支給

(3) 退職報奨金について  
支給しない。(契約掛金についても対象外となる。)

(4) 貸与被服について  
災害活動時に必要な被服を貸与する。  
基本団員が機能別消防団員に異動する場合は、一部の支給品は継続する。

(5) 公務災害補償・福祉共済について  
対象となる。(契約掛金についても対象となる。)

## 導入のメリットについて

- ① 消防団員数の安定化
- ② 大規模災害対応力の充実強化(消防力の補充や後方支援)
- ③ 過疎地域における消防力の確保
- ④ 予防、啓発、消防団PR等の強化

## 導入のデメリットについて

- ① 自主防災組織や嘱託員制度との活動内容が重複してしまえば、存在感がない。
- ② 分団の訓練等が嫌で、OB団員になる基本団員が出るのでは。
- ③ 指揮命令系統から逸脱し、基本団員の障害になるのでは。
- ④ 地域によって自主防災組織の活動が異なり、阿南町消防団内でも機能別団員に期待する業務に温度差が生じる。

# 既存の嘱託員制度を見直す案について

## ○恩澤委員案

機能別消防団も悪くはないと思うが、そんな事より先に足元から考え先ずは嘱託員制度の見直しを早急に行うべきではないか？

- ① 嘱託団員の定数を増やす。（団員が少ないから当たり前）
- ② 入団条件を町在住 もしくは町就労とする。（災害に昼夜はない）
- ③ 嘱託班を編成し専用車両を与える。（車両管理を任せられる  
※ 1分団は分団長采配で車両運用管理を行っていた。）
- ④ 団員報酬は基本配分を統一し各分団で配布する。（とても簡単なこと）

他所では成功してるとか、安易に取り入れようとする傾向が有るが私はどうかと思う。真似しようとする気持ちも解るがベースの違いを無視して成立するわけがない。

# <資料①> 団員報酬について

項目	階級	支給単位	金額（改正前）	金額（改正案）	支給方法
年額報酬 (団員報酬)	団長	年額	277,600円	302,500円	個人へ支給
	副団長		238,600円	260,000円	
	分団長		89,100円	97,100円	
	副分団長		74,700円	81,400円	
	部長		50,100円	54,600円	※分団へ支給 (※個人支給への検討)
	班長		39,000円	42,500円	
	団員		33,500円	36,500円	
出勤報酬	一律	日額(4時間以上)	なし	※ 10,000円	個人へ支給
		半日(4時間未満)	なし	※ 5,000円	
行事・訓練報酬		日額	4,000円	4,000円	

【参考 特科分団へ支給する交付金】

※出勤報酬の詳細な体系(活動内容による分類等)を検討中

特科運営交付金 (機関分団)		所有台数	ポンプ車…51,300円 積載車…20,700円 軽積載車…11,700円	ポンプ車…51,300円 積載車…20,700円 軽積載車…11,700円	分団へ支給
〃 (喇叭分団)		在籍人数	9,000円	9,000円	分団(喇叭分団) へ支給

## ■報酬に係る現役団員意見について

### 1. 消防団員報酬の支給方法について

消防庁の通知に基づき、部長以下は分団に支給されている団員報酬を、すべて個人へ直接支給としたいが、団員報酬が分団運営費として慰労会費用に還元されている現状もある。個人支給にすることについての賛否は？また、影響などは？

- ・ 実際の分団に入ってくる金額の総額の資料がわからないので、妥当かどうかは、判断しかねる。
- ・ 団員報酬で出席者だけで飲食するのは、もしかしたら問題があるかもしれないので、団員にヒヤリングした方がよい。
- ・ たまには、阿南町消防団で慰労会したい。集団焼肉など。
- ・ 現状として、各分団で用意する必要がある備品購入などにすぐに使用できる資金は必ず必要になってくるため、今までのスタイルは変えずにいてほしい。
- ・ 団員報奨と言うよりは各詰所や積載車、共通の支給備品(発電機などは種類も複重しています)これに関する維持費、購入費等の事前相談や見直しなどがあっても良いのではないか。
- ・ 分団内では半々の意見である。
- ・ 個人支給の場合は、慰労会には実費になれば、まず出ないと思う。

## 2. 特科交付金について

機関については、交付金を分団に支給している（ポンプ車51,300円/台、積載車20,700円/台、軽積載車11,700円/台）が、それぞれ適正な金額であるか？不足がないか？不足の場合、どのくらい必要か？

- ・車検代も含まれるか？それと、この交付金は会計口座が別なのか？この交付金で飲食しているとしたら用途が違うので、住み分けが必要だと思われる。比較が出来ないので。
- ・適正であるという意見が分団内では大半である

(対象分団のみ) 一部地区において徴収されている消防団協力金は必要性があるか？  
(※無くしていく市町村消防団もあり)

- ・必要あり、なしと半々くらい。
- ・運営が出来れば無し。出来ないのであれば徴収する。



### 3. 行事等の出席報酬と出動報酬の新設について

現在、町関与行事（春季訓練/Dブロック操法講習/町操法技術大会/実地訓練/予防査察/年末夜警/出初式）に出席した場合4,000円/回支給しているが、対象行事や金額については、妥当であるか？

消防庁の通知に基づき、出席報酬のほかに、火災等災害時に出動手当（8,000円/日基準）を新設する場合について、意見があれば伺いたい。

- ・ 有事の追加報酬は、地元で働く私にとっては、頂けるとありがたい。（深見の火災は会社早退の為）
- ・ 行事の出席報酬は、他の地域の報酬額が分からないので、妥当性は判断できない。行事後の詰所の掃除や草刈りなども、入るのか？行事だけ出て帰る人と、同じ金額では納得できない。
- ・ 報酬で団員を増やすには、額が少ないと思う。報酬目当てで消防団入っている人は、少ないので現状で良いと思う。
- ・ 行事参加での報酬は、参加者を増やすには良いと思う。行事が無いときの、活動費の使い方は検討が必要かと思う。
- ・ 現状維持でいい。
- ・ 分団内では、ほとんどが妥当であるとの意見。
- ・ 急な出動になるので、苦労や仕事で欠勤扱いになる等あるので、手当はつけるべき。

## ■報酬に係る委員意見について

### 恩澤委員より

#### ○支給方法について

- ・ 団員報酬も元々町から『団員報酬』という項目で各分団に支給されているもので、それを全額分団で吞んでしまうのか、報酬として配布するのか、それも分団会計采配である。検討委員会で議論するまでもないと思うが、1分団では永年実施済みなので団長が一言分団長に言えば済む事ではないのだろうか。これぐらいの団長権限はある。昔と違うのだろうか。団員報酬の予算を町から直接団員へとなれば別であるが。昨年度今年度の分団会計報告を把握しなければならないと思う。
- ・ (増額報酬改正案を受けて) 報酬の支給方法は現行のままなのだろうか。分団長級は団員報酬の他に本団手当が個人に支給されている。団員報酬を分団会計に支給している仕組みは改正しないのか？全分団統一の配分レートを作るのだろうか？団員報酬が上がったとしても支給方法に問題があるのではないだろうか。
  - ① 団員報酬の支給金額と支給方法
  - ② 団員報酬を活動費に充てていた事により個人支給にすると活動費予算が減少
  - ③ 分団活動費について
  - ④ 各分団の会計報告の確認 (現状確認のため)
- 『団員報酬』というものの報酬が個人に渡されていない事から金額も重要であるが、報酬のあるべき意義を考えるべきかと思う。
- ・ 平成1年度の各分団の見合わせが必要と考える。『現状維持』の意味が解らないが、団員報酬を一括分団会計にという事であれば一律ベースを決めて各分団で支給してもらえば良い。
- ・ 出動手当は有事なので回数の変動が有るので団員報酬とは別に町から個人に支給の方 (要は予算の関係である) がいいような気がする (各分団で予算が有れば各分団の方がベストである)。長い歴史の中で分団丸投げの結果である。

## 恩澤委員より

### ○活動費と報酬の線引きについて

- ・そもそも町で支給されている分団報酬は何の為のものなのかが曖昧で団員報酬という名の分団活動費なのがいけない。2,3,4分団は分団活動費を団員報酬全額で賄っているのではないか。1分団も団員報酬を活動費として使用しているが、25年程前から、1分団レートで年度末に分団から個人支給しており、昨年度も2万円支給したと聞いている。出動手当も同様である（予算の都合、雀の涙程度であったが）。会計報告は毎年町へ提出するはずなので、全分団有る。各分団の会計の使い方を把握しなければ進まないのでは？要は使い道を明確にする。
- ・数年前のことだが、1分団では定額団員報酬から直接支給をしていたので当然各年度で支給総額の変動（団員数の変動により）が出るが、運営の予備費として各商店とも協力してもらい、非常時の飲食費も含むが、万が一赤字を出すわけにはいかないのですこそこの繰越金を作っていた。すると町から「残しすぎ」と指摘があった。町からの活動費・報酬等の線引きが無かったための1分団の工夫だったのだが町では理解して頂けなかった。
- ・細かい器具部品も分団購入。昔は機械器具のメーカー定期点検もあった。そもそも町の予算付けに問題がある。
- ・この検討会の団員減少も『町では人口増加対策にどれだけ取り組んでいるのか？』という事である。
- ・他分団は幹部の接待費が多すぎる。分団報酬を幹部が使い過ぎる傾向を噂で耳にしていた。
- ・ジェットシューター等器具類は各分団統一で町で購入するのが当たり前である。本来は本団要望で町に提出して購入である。省電力トランシバーも分団会計から購入したが、改正では、もっと根本的な所から着手しなくてはいけない。
- ・分団活動費と団員報酬の一線を明確にし運営しなければ始まらないという事である。

### ○幽霊団員対策について

- ・通常団員報酬について、団統一、基本給を低額にして訓練・有事の手当を高めれば幽霊団員対策になるのではないか。

## <資料②>直近で起きた火災の反省について

### 荒木ログハウス火災（令和4年1月10日）

- ・ 覚知8：57⇒鎮火10：47⇒完全撤収16：30
- ・ 焼損面積 延べ面積86.57㎡ 1棟全焼、死傷者等なし
- ・ 出動状況 車両20台/人員66名/ホース44本



### 和合日吉火災（令和4年1月19日）

- ・ 覚知15：01⇒鎮火16：39⇒完全撤収22：00
- ・ 焼損面積 延べ面積137㎡ 2棟全焼、死傷者等なし
- ・ 出動状況 車両13台/人員61名/ホース21本



# 令和4年1月の火災の反省を受けての対策方針について

項目	反省内容	対策
① 本部運営に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 無線が火点から元ポンプまで届かない、携帯の電波が入らない、現場までの悪路など悪条件ではあったが最低限の状況把握をしないとけない。その為団員への伝達が後手後手回ってしまった。</li> <li>➤ 元ポンプへの指示がなかったため、本部から今後の対応の指示が、必要ではないか。</li> <li>➤ 準備の段階で指示が入り乱れて対応に苦慮した。</li> <li>➤ 火点側にみんなが行ってしまい、元にはあまり人がいなく、ホースを延ばしたり等人がいなく大変だったとのことなので人数の振り分けが出来れば良かったのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団活動マニュアルの策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部運営の整理</li> </ul> </li> <li>○本部運営訓練の実施。</li> </ul>
② 署との連携に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 継ぎポンプを行う際に消防署のポンプ車両が先ポンプとなり、経験のないことで少し戸惑った。(消防の指示で元ポンプに減圧するように指示は行った。)消防署に水の使用を委ねる場合、消防団は中継のみを行えば良いのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団活動マニュアルの策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・署との連携の整理</li> </ul> </li> </ul>
③ 他分団との連携に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 継ぎポンプを多用したことにより、所々で燃料が無くなるなどの混乱も見受けられたので、ポンプを出していない他分団も積極的にポンプ周辺に燃料の携行缶等を寄付するように呼吸を揃えたいと感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団活動マニュアルの策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・分団間での連携の整理</li> </ul> </li> </ul>
④ 嘱託団員に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多くの嘱託団員の方々が協力をしていただいたので大変ありがたかったが、だからこそ嘱託団員の方々とともに指示系統を統一させたいところだと感じた。(無線の所持やどこまでの助力を得るかの前もっての打ち合わせや訓練等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団活動マニュアルの策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託団員との連携の整理</li> </ul> </li> </ul>

項目	反省内容	対策
⑤ 出動体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現場では無線が混線するなど、状況が分かりにくいと思うので、出動前のLINEでの情報共有を検討してもいいと思う。</li> <li>➤ 遅れて行く場合は、今回のように必要なモノを連絡や確認できると良い。</li> <li>➤ 町内以外にいる人も分かるシステムがあればと思う。通常メールや飯田市緊急メールだと気づきにくい。</li> <li>➤ メインの出動する自動車には投光器、発電機、スコップ、ジョレン、トビ、シューター、塩カル、簡易水槽、救護カバン、ホースは出来る限り載せておく。小型は予備燃料も。</li> <li>➤ 役場本庁車は、荷物運搬用にし、必要なものを載せておけば良いか？</li> <li>➤ 女性団員は今回、悪路のためなかなか到着できなかったもので、現場への移動の危険性も考慮すると、一旦役場本庁に集まっていたら、指示を出すまで待機するという方法が良いのではないか？指示後は、乗り合わせで移動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団活動マニュアルの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メイン出動車に載せておく資機材の整理</li> <li>・役場本庁車に載せておく資機材の整理</li> <li>・出動報告の方法の整理（無線に限らず、LINEを活用するなど？）</li> <li>・女性団員への指示伝達方法と出動基準についての整理</li> </ul> </li> <li>○火災発生時の町外者への伝達手段の確認</li> <li>○平日休日の発災時の団員の動き方の確認（各分団）</li> </ul>
⑥ 現場対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回のような悪路であったり、細道等が現場の場合、やはり通行の妨げになってしまい他の積載車両の入れ換えが滞っていた様子があり、誘導役を設け対応できれば良かったと思う。</li> <li>➤ 火災現場に1分団ポンプ車と同着。巢山方面から降りてきて、真っ先に自然水利の水源に向かわれた。他分団なのに水利など地理を把握してすごいと感じた。車の移動中から水源を決めていたのかもしれない。また、やはり火災現場でのポンプ車は頼もしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両誘導人員の確保及び対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は喇叭分団を中心に。足りなければ本部より指示</li> </ul> </li> <li>○感染症対応方針の策定⇒策定済み</li> </ul>
⑦ 炊き出しに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 炊き出しは、地域では難しいという現実があり、改めてこれからの災害時においてお願いしていきたいが、補食対策として、女性団員又は商工会と連携していきたい。</li> <li>➤ 今回は、おにぎり、パン、お茶をご提供頂き、ありがたかった。体が温まる汁物やチョコレートなどの携帯食も有効ではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補食物資の運搬体制の整理</li> <li>○物資内容の整理</li> </ul>

項目	反省内容	対策
⑧ 器具点検に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現場で使用できない器具が多く見受けられた。普段からの器具点検をもう少ししておく必要がある。</li> <li>➤ 冬季の火災に関しては、改めて装備等の見直しが必要。秋の予防査察の機会にポンプ車・積載車・機関を冬仕様にするなど今後も必ず行なって欲しい。またその際に必要な塩カル・バーナーなど装備の確認もしていただくありがたい。また今回の様にスパンが短いことも今後想定されるので機関点検・ホース下ろしなども注意していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時からの器具の定期的な点検の実施</li> <li>○機械類の冬装備の徹底（秋の予防査察時など）</li> <li>○冬用装備の用意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩カル（町よりシーズン中に希望分団へ支給、シーズンオフで回収）</li> <li>・バーナーなど</li> </ul> </li> <li>○火災片付け後のホース下ろしの早期実施</li> </ul>
⑨ 活動用資機材等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回の現場では運搬車等、人・物資運び自由が効く車輛の検討も急務だと思った。</li> <li>➤ 車が登りにくい場所での火災だった事で、今後も少人数になっていく団員の為に、機動力増加の為に、SUV車などの導入検討も必要なのではないかと思った。</li> <li>➤ 支給された安全靴が今回のような積雪状態や、山の中に対する現場でのポテンシャルがとても低いことを感じたので、全団員で統一をさせるのであれば見直して欲しいと感じる。（紐が邪魔、最低限の防水機能等）</li> <li>➤ 悪路の坂を団員達が1本1本持って上がってくる姿を見て、ホースリュックやホースを消防署と合わせて軽いホースを用意するなど急務だと思った。</li> <li>➤ 消防署の方から団のホースを貸してほしいと言われた時に規格が合わず諦めた。消防署と入り乱れることを考えるとホースの規格統一は必要ではないか。</li> <li>➤ “ぞうさん（シューター補給用給水機）”は、とても役に立った。分団ごとに導入したい。</li> <li>➤ 防寒対策…カップ、上着、カイロ、替えの手袋（ゴム手袋）、長靴、防水スプレー。夜間対策…ヘッドライト、防塵対策…ゴーグル が必要ではないか。女性団員用に救護カバンも必要ではないか。</li> <li>➤ ブルーシートや脱出マットも積んでおくと現場で有効ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運搬専用積載車の整備</li> <li>○安全靴の見直し</li> <li>○高低差のある場所での資機材搬送に適した道具の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホースリュック</li> <li>・リヤカー（折り畳み式）・軽いホース</li> </ul> </li> <li>○署とのホース規格統一の検討</li> <li>○残火処理用具(ジェットシューター)の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水漏れジェットシューターの更新</li> <li>・ジェットシューター補給用給水機</li> </ul> </li> <li>○季節に対応した装備品の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚手のゴム手袋</li> <li>・ホッカイロ</li> </ul> </li> <li>○夜間活動に対応した装備品の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッドライト</li> </ul> </li> <li>○防塵対策の装備品の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴーグル</li> </ul> </li> <li>○女性団員の救護カバン</li> <li>○その他現場に必要な資機材の充実強化</li> </ul>

項目	反省内容	対策
<p>⑩ 通信に関する こと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 無線がうまく繋がらなければ、他の手段として、トランシーバー、スマホ、人海戦術、拡声器など使えるものを駆使するしか無い場合もあると思う。</li> <li>➤ 現着しても誰にも連絡がとれない状況であり困った。電波の入らない場所での連絡手段として、デジタル無線機以外にも連絡をとりあえる無線機などが各分団にあるとよいのではないか。</li> <li>➤ ケータイや、トランシーバーも繋がり難い現場での対応が必要だと感じました。</li> <li>➤ 火災の最後、防火水槽に水を貯める際は、新野の囑託員の方がトランシーバーで連絡をくれていたので、大変助かった。</li> <li>➤ 現場での統制がわかりにくかった。無線やトランシーバーがもっと活用できるといいと思う。</li> <li>➤ 無線使用にあたり今回の火災現場では高低差が激しく、本部との連絡が最初から取れない状態だった。筒先側に団長、副団長、主任が待機しており無線の使用が出来ないためスピーカーで指示を出している様子ではあったが、場所により無線が届く場所もあったため、後続の団員達の混乱を避けるためにも指示が届かせるための配慮(無線の中継を立たせる、予め小型トランシーバーの使用のみとする等の指示を徹底させる)が必要と感じた。最初の段階で無線を使用しないと本部が判断してしまい、結果指示系統が乱れていたと感じられた。平谷分署のポンプ車両が中継に入っていたことにより、初期の送水のための指示が滞っていたことがあったので、無線を持った団員を待機させるなどの方法もあったかと思う。その後も消防署は消防署のみで連絡を取り合っていたためやりにくそうではあった。</li> <li>➤ 継ぎポンプについて、ホースの本数や圧力などの具合で、つなぐポンプの場所を決めていた帰来があるが、基本的には小型トランシーバーの有効範囲を基準に点在させれば、今回のような場合において、通信の不具合も無線の中継を同時に行えるので多少なりとも緩和できたのではないか？</li> <li>➤ 出発時、本団無線で出発の連絡を取りたかったが使い方が分からなかった。団無線だけでなく、班長以下、団員でも練習する機会が欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無線使用方法の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では、班長以上の説明会で使用方法の再確認</li> <li>・各分団においての団員も含めた再確認等の練習</li> <li>・役場本庁（職員）側の無線機使用方法の確認</li> </ul> </li> <li>○団無線の必要数確保</li> <li>○電波圏外地域での対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場内での通信手段は現着モード（CH1）で対応可能ではないか</li> <li>・現場から外への通信手段として衛星電話の準備（本部）</li> </ul> </li> <li>○スマホ活用時のモバイルバッテリーの用意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルバッテリー</li> <li>・インバーター発電機による充電もできるので、ケーブルの用意など</li> </ul> </li> </ul>



項目	反省内容	対策
⑪ 水利に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 今回の現場は水利がなく巢山湖より直線距離で約500mの距離をホース延長した。別荘地ではあったが水利を整備した方が良いと思う。</li> </ul>	○水利不足地域への水利整備
⑫ 被災者ケアに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被災された方のケアとして、女性団員にも今後、協力してもらいたい。</li> </ul>	○被災者ケアの検討 (女性団員を中心に)
⑬ 出動報酬に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 祝日、また平日の昼間の火災であり、協力いただいた団員のためにも出動報酬の検討は急務である。(町長も必要性を認識)</li> </ul>	○出動報酬支給の検討

現在使用中の団無線機について、運用前の説明会に自ら希望して出席させて頂きメーカー・町に意見を述べさせて頂いた。当時アナログ波からデジタル波への切り替えを全国で行っていたが、デジタル波のデメリットも多く、アナログ・デジタル併用運用する市町村も少なくなかった。メーカー・町にも申し上げたが、はっきり言って『宝のもち腐れ』である。回線の選択肢が多過ぎて使いづらく困惑する。プロ用であって素人用ではない。等々。どうしてあの機種にしたのか理解できなかった。

現在の使用方法は開局時「基地」モードで、現地で「直接」モードにするが、保有台数が少な過ぎて運用不能と思う。火災発生直後に火災本部には最低でも3台の無線機が必要になる。(基地専用・直接専用・電話使用専用)有事無線運用方法の見直しが必要と思う。ベース基地局(阿南町役場)を作る等々文字にするには多過ぎて割愛

恩澤委員  
より

